

加東市議会議長

藤尾 潔 様

2018年5月16日

「陳情人」

年金を毎月支給に改める意見書の提出を求める陳情

〔陳情理由〕

住民の福祉の増進への日頃のご尽力に敬意を表します。

私と同じように年金生活している仲間の年金者組合は兵庫県の原告116名を含む全国42都道府県5044名が年金引き下げは違憲・違法、国連人権規約の「社会保障制度の後退禁止原則」に違反するとして、全国の39の地方裁判所で争っています。

私個人としては、年金の掛け金を支払う時に示された内容が国の都合で変更するのは約違反だとも考えています。この裁判は、直接的には安倍内閣による「物価特例水準の解消」を口実とした年金の引き下げは許されない、また「マクロ経済スライド」の発動による年金の引き下げは許されないとするものです。また、わが国の社会保障制度全般の在り方を憲法に基づいたものに改めることを求めています。

年金問題は高齢者だけの問題ではありません、高齢者の大幅な収入の減少は地域の経済にも大きな影響を与え、自治体の税収減にも直結することはいうまでもありません。

このような年金削減の流れを変えたいとする私や仲間の運動にご理解をいただき、高齢者の生活を破壊し、景気の回復に悪影響を与える年金削減の中止を求めます。

さしあたり私たちの生活は月単位のサイクルで行われることを重視し、現在の後払い・2か月支給の方式を、毎月支給に改める事を求めるため、地方自治法第99条の規定による意見書を国に提出されるよう陳情します。

〔陳情項目〕

一、年金の隔月支給を国際標準の毎月支給にあらためるよう国に意見書を提出して下さい。

